

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会採用試験要項

1. 試験区分 機能訓練指導員（理学療法士または作業療法士）
2. 採用予定人員 1名
3. 受験資格 次の（１）～（３）をすべて満たす者とします。
 - （１）資格：理学療法士または作業療法士の資格を有する者
普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有する者
 - （２）年齢：採用時満４０歳未満
 - （３）次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人または被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
4. 勤務の条件
 - （１）採用年月日 随時
 - （２）職務内容 通所介護事業所での運動器機能向上訓練の療法業務等
利用者ごとの目標に合わせた運動プログラムの作成、評価、効果測定。
利用者が安全に楽しく運動していただくための運動実践指導。
利用者が安全で快適に過ごしていただくための介護サービス全般。
など
 - （３）就業場所 リハビリデイサービス西浅井（長浜市西浅井町塩津浜１７９５）
※採用時は、上記の職務内容、就業場所に配属予定。
ただし、人事異動等により職務内容、就業場所等が変わる場合もあります。
 - （４）給与等
 - ① 給与（初任給）は、月額 174,600 円から 198,400 円で、実務経験等を考慮し決定します。
ただし、試用期間中の給与は 174,600 円とする。
その他に家族手当、住居手当、通勤手当、賞与（期末手当、勤勉手当）等をそれぞれの支給要件に基づき支給します。
※賞与（期末手当、勤勉手当）：年間 3. 9 5 か月分を 2 回に分けて支給
(令和元年度実績)

- ② 昇給は、原則として毎年1回行います。
- ③ 給与締切日・支払日は、月末締め・当月21日払い

(5) 就業時間等

- ① 就業時間は、8時30分から17時15分（休憩1時間）
- ② 休日は、土曜日、日曜日、祝日（週休2日制）
※年間休日数：122日（令和元年度実績）
そのほかに夏季休暇、特別休暇、有給休暇制度があります。

(6) その他

- ① 社会保険等：健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険等に参加していただきます。
- ② 退職金制度：あり
- ③ 定年：60歳 再雇用制度あり（最長65歳まで）

5. 試験の日時、場所および内容

- (1) 試験日時 随時
- (2) 試験会場 別途連絡します。
- (3) 試験内容 面接
- (4) 試験結果 概ね1週間を目途に書面にて通知

6. 受験手続きおよび受付期間

(1) 必要書類等

- ① 受験申込時に必要な書類等
 - a 受験申込書 1通（【別紙様式】の受験申込書）
 - b 自筆履歴書 1通（最近3か月以内に撮影した写真貼付のもの）

※a、bの用紙は、長浜市社会福祉協議会 総務課にて配布します。

※履歴書は市販の用紙でも可とし、提出は試験当日でも結構です。

② 試験受験時に必要な書類等

- d 資格に関する証 原本とコピー1部（原本は当日返却します。）
- e 運転免許証 原本とコピー1部（原本は当日返却します。）
- f 自筆履歴書（受験申込時に未提出の方）

(2) 受付場所

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 総務課
〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地
長浜市役所湖北支所3階

(3) 申込受付期間 随時

※月曜日から金曜日の9時から17時まで受け付けます。(但し、祝日は除く。)

※随時募集ですので、申込前に募集が継続されているか問い合わせください。

※郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きして、必ず簡易書留により送付してください。

7. その他

(1) 受験申込時および試験受験時に提出いただく「書類等」につきましては、本会「個人情報保護規程」に基づき管理させていただきます。

(2) 不合格者につきましては、提出いただいた「書類等」は、結果通知と同時に返戻させていただきます。

(問い合わせ先)

〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水 2745 番地

長浜市役所湖北支所 3階

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 総務課

TEL 0749-78-8294

FAX 0749-78-8800